

令和3年度「歳末たすけあい運動」配分金助成事業実施要項

1. 趣旨

この助成は、年末年始の時期にあわせ、援助や支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、年末年始の時期にボランティア活動、市民活動を行う※団体や施設に対し、その事業を支援するため「歳末たすけあい運動」の配分をもって助成するものです。

(※ボランティア団体、区・町内会、民生委員児童委員協議会、福祉委員会、NPO法人、民間福祉施設、民間児童福祉施設 等)

2. 実施主体

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

3. 助成内容

令和3年12月から4年2月末頃までに行う地域活動・在宅活動への助成とする。

4. 対象となる事業内容（地域に向けた事業であること）

- ・高齢者ふれあいきいきサロン、子育てサロン（乳幼児を含む）
- ・地域住民と高齢者・障がい者施設入所者との交流会（クリスマス会、新年会、餅つき大会など）
- ・地域住民が参加する講演会、研修会、イベントなどの開催
- ・見守り訪問活動（配食サービス等）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による生活困窮者支援事業
- ・その他、配分委員会が必要と認める事業

5. 対象とならない事業内容

- ・年末年始の事業として必要と思われない機材、備品の購入
- ・事業の食材費ではなく、弁当代等の飲食費用
- ・年間を通じた事業費や会員等の人件費や飲食費
- ・会員だけを対象とした事業
- ・既に開始・継続・終了している事業や、既に発注・購入している物品の費用
- ・その他、この助成事業にふさわしくない事業

6. 助成金額

1施設、1団体5万円を限度とする。

7. 申請方法

別添申請書により**令和3年10月29日（金）**までに新宮市社会福祉協議会へお申し込み下さい。（**期限厳守**）

※団体での申請の場合、下記書類が必要です。

- ・活動履歴がわかる書類（写真、新聞記事など活動がわかるもの）
- ・規約
- ・会員名簿（氏名、住所、電話番号が記載されているもの）

8. 助成決定

申請に基づき審査を行い、11月下旬頃に審査結果をお知らせいたします。

過去に助成を受けた団体は、助成金の総額を超過する場合、事業内容に関わらず減額または助成できないこともあります。

9. 報告書の提出

助成を受けた団体は、令和4年3月末までに、報告書により事業結果を報告していただきます。報告のない場合は、配分金を返還していただきます。

